

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

精々

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「預金と並用の事業形況に加入被保険者は、合意を結ぶ(明示的  
か又は默示的)が被保険者の事實が確認されれば、事業形況  
の開示義務があるにしろ。被保険者は責任を負うべき」の旨を期  
向するには、年金机关の監視は如何か?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職して32年が経過しているが、在籍中は厚生年金の明治時代  
で、老健の会員(1名)からの連絡があり、年金記録の問題があ  
るとの相談を受けた。問題の内容は下記の通りです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記入欄

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 批判的視点で年金記録に対する考え方。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 現状における年金特別便による負担の実態に対する考え方。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

夜勤時点で適確に処理されていなかったと確信していました。  
新聞ラジオ等報導により気付きました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

最初に処理したときに複数回確認してから問題点に気がつく  
時間がかかるのかと感じます。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul>
(地方社会保険事務局)		<ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul>
(社会保険事務所)		<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今取り組んでいる方策以外にはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

法令は従つて事務処理をしており、特に問題はありませんでした。  
この問題は新聞、テレビで報道されて、初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後、相当の年月を経過してからで、特別に対応はしていません。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施しているような年金を継続していくか  
といわれます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

將軍急急回頭，見是張良，便道：「子房，你來了？」

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本・庁	地方・庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本・庁)		
a. 本・庁部長級以上 b. 本・庁課長・室長・企画官級以上 c. 本・庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本・庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本・庁か地方・庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

お問い合わせ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

とくにあります

(現在まで該・行金記録、なれてきたやり方の多く  
とくに思ひ、シテかねか)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1) 題にまだ認識していなかった。  
退職後1ヶ月経て、年金会議委員(女)から高校へ年金教育の副教材を配布し、高く期待へ年金教育を進めるよう校長へ報告された  
2) 1)は問題が無し、何事も知ら。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

とくに対応なし。(なぜですか? なぜ?)  
自分自身で公的年金制度の仕組みへの理解(強), 年金記録の金物や日々管理・保存の実態、記録の公共性・変容化への意識が弱き全体に不足している。  
より多く学ぶ。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今じておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まだ詳しく入りきれないことは述べデーターの教通が考らいます  
 オンラインで答付14名候すべてが教通データーに反映し、保管されて  
 います。これは法規です。どうも方法とあります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が将来の終身に直接影響を及ぼしうる事で、正確な記録管理が不可欠であると認識していました。  
特に両親が候へ遅延について的確に受け、中央において適切に處理されたと感じたときに、年金記録問題が存在するとは驚きでした。  
この問題を知ったのは、新聞報道等で取り上げられました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

オンラインにて該法令等、統計分析等下したのではまだよし  
得る操作によって「答はる」と思ふが、それまでの操作(方程式)から  
理解がいくぶん感じとれてはいる。  
また、手元の自動取引における大押出しも大きな反省点

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 旧当帳のユニピースタ未収録問題

→ 昭和60年頃

② 国民年金保険料の未納か/漏れ問題

→ 昭和55年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

① の問題については、当時、計画的・順次収録する旨(南川)の方から、年金請求等に支障がないよう未収録せざるを得ず、国に要請していただき、一括整頓の問題で収録完了と年次に対し、現行の内題が足りないと思われます。

② の内題上については、市町村と納付組織の連携及び市町村と社会保険事務所との連携不足によるものが多く記録の脱落や漏認の徹底に努力した。  
→ 当時から、本人に記録の通知すべきも思つ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

OK ✓

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現方策 いいね～

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記入欄  
記入欄  
記入欄

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度導入への  
遅れ。

社会保障番号の早期導入を  
要む。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul>
(地方社会保険事務局)		<ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul>
(社会保険事務所)		<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は問題とされていなかったから、被保険者期間が40年間  
にも及ぶ長期に亘る年金記録(加入・納付等)を裁定請求(逐一括  
して確定する方式)は、将来問題となるのでは……という認識はなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年1回くらいの頻度で年金記録を通知し、その都度確定手続きを行つた。

また、記録管理に当たり本人特定は、氏名(姓+名)・性別・生年月日  
記録番号等が行われていた時期かわかつたが、当初から氏名は複  
数で記録し、かのて住所の管理を行って年金記録、不明記録等  
の発生を防ぐべく行つた。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
⑦事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金保険の被保険者標準被用認記録について  
被保険者が乙以上事業所に被保険者登録を資格を有してい  
る場合、本署乙以上事業所の業務を行つこととされ  
しかし、社会保険等の標準被用認記録は、上記の業務を行  
ふ上記の乙以上事業所に乙の事業所の標準被用認記録上  
れた額の支度被保険者期間の標準被用認記録と記録されている。  
被保険に係る問題もあり、被保険者登録の被保険者の新規  
の登録登録が提出された場合、下へてヨリシステムに  
変更で下さい。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、わんえん特別使、わんさん定期便実施されて、これを受  
けて市町村、就労者等の協力の下で年金相談が実施されています。  
しかし、被保険者登録から多くの被保険者を始め物語  
い事務所の名前を記入して下さい。また、  
早期に年金通帳の実施を希望。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金保険の被用者記録は、市町村に沿っても管轄しており、社会保険事務所と相互にネットしあう体制となっていました。一方、厚生年金保険の記録については、約8、9年前の名義の誤りや、番号の覚後払い等不正もあっただけで、社会保険事務所からの記録遅延に基づいて統合化がなされたり職業講習における記録の脱落等は例外的でないと認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金保険

1. 市町村以下、戸別の事情を熟知してより、通用、納付の事務処理は欠かせないものと考える。
2. 予め被用者制度としていたことより、被用者保険の要から年金制度への関心を奪ってしまった。

厚生年金保険

社会保険職員、事業主、被用者等が、年金は人生における $\frac{1}{3}$ の期間の生活の基礎となるものであることを承認し、それを他の責任と見なすことが大切と考える。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①事業主による従業員採用年月日と離れて資格取得年月日として届出しているケースが相当数(多數)になるとと思われる。全てが社会保険庁の責任であるかの様な報道は如何か? 事業主側の責任が大きいかではないか。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①今日の状況では、加入者、被保険者の権利保護の観点から「疑わしきは罰せず」として全ての者、被保険者の保護をべきと思うが、財源問題を考慮すべきと思う。  
 又、権利保護は重要であるが、事業主責任は、加入者である被保険者も、年金年報を保持していることから、本人が確認義務があり、一方的に権利保護をするとは言いたがら義務的問題もあり、総合的に判断する必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 平成14年後半か平成15年頃かと思うが、はっきりいは。退職後なので、非常にびっくりした記憶がある。  
毎日の様に報道され、情けなく思い、今現化、あまり世の中の中に受け入るににくい。  
本当に腹立たしい気持ちである。
- オンライン上に複数の本府と業務センターが軒並にあり年次計画毎に整理していくに非常に思うので、一層に全てを窓口に整理してほしいな。
- 総務課では記録されず、市町村が評議会で業務センターへ提出等。  
それがどの手でミスがあったか知らない。又納付組織も問題なし。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 世間の風評に連れて(無駄であり)、報道による批判の中では、何をしても無駄である。
- 社会保険庁、本府と業務センターの連携不足、本府と地方府の連携不足、特に本府が現場をよく知らないまま、今日に至っている事が反省点として挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

- 勉強に花がかかるに遅延して報道報酬が高めや、遅延して報道報酬をせり上げるが、悪質である。当事者である職員は、業者には重い罰則がある。でも、この件は、公用的休暇でないのではないか。一部の都道府県ではないか。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じ(よい)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

報道等において具体的な内容が報じられていないため  
方策の立てようがござりません。  
現役者(特に年金受給者)の労働市場との再就業の迅速な  
処理が必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適正に処理されていないと思っていた。  
国会での「未納三兄弟」等の広報がきっかけ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・社会保険庁における年金記録処理が適正にはなっていない  
かった事が原因でよそいからと思う。  
・基礎年金義務制度の周知が不十分

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

Ⓐ 答えられ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

Ⓐ カツラセん

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・年金予報(精算)の直後發行、納付済み証記、入力誤り等を  
いつに付くか、もし台帳からの切符が久しく残り  
たれると、その問題。
- ・石川中に正確の問題があることは知らずしていつか気がつく。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・事業所(会)、支所(営業所)等への年金請求、それ窓口等本店等  
の立場で日々十分な取扱い。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 (*平成11年度までは主幹)</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題が生じたやう実施されても  
諸事業をひそへ早く完了するこく努力  
する以外、よい方策は考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に、保険料徴収はや先後、生活保護やある  
年金給付額決定の基礎となるもので、適正と不合理  
とのべきものであると認識していた。  
地方行の者としては、今回のような問題が生じるうえで  
思つてもいたかった。  
かつては新聞やテレビ等での報道が行なわれ  
るうちにいつに時である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍時は、上述のよう認識で、そのためには毎年の  
「被保険者標準年齢による年金額決定基礎」という  
年の適正と調査確認(年率算出)すこしも努めて。  
今回のような問題が生じたことは残念である  
反省点として特記されない。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在(国)の処理基準等に基づき、現職の方方が、日  
本大変な苦労を重ねて取り組んでいらっしゃるようですが、  
高齢になつて退職者(私)としては、解決策等につ  
ての特徴的な考え方ではなく、やがては早期にこの問題が  
解決することをお祈りすれば幸いです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は極めて重要な問題であると認識し、その道正義に沿っては鍵意努力をしてきていました。しかかつてこのよう問題が発生するというようなことは夢にも思っていませんでした。  
問題が存在することを知ったのは、平成19年7月頃からでした。誠に残念でしたが。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点として挙げなせば、特にないません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ⑦f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公农2022-3/年农机补贴款发放明细表

其後，王氏之子，繼承其業，亦有善名。王氏之孫，繼承其業，亦有善名。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金折算的收入。当然，第一次做家庭理财规划时，  
n.2.2.2. 长期的收入预测、理财计划的必要性、理财方法

卷之三

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

県の後藤より、年長の方ほど過去も未統合で現行の年金記録問題と認識。本年度は現行の年金記録問題と認識。これはより未統合化によって現行の年金記録問題と認識。昨年2月から年金記録問題が発生した。現行の年金記録問題が発生した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

これまで三制度共通年金手帳交付が実施された事例。  
基礎年金削減、基礎年金者新規登録年金制度の改革が  
行われた事が、多くの障害者の方々が、現行の年金  
記録問題が発生する原因となりました。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題の認識なし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 <del>*平成11年度までは主幹</del> g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

存じません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍期間中には認識しませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

思ひつかません。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/>	地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

皆には存続してあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

テレビ・新聞等で報道されてる複数会社の  
経済を存続してありますので、方案等へは  
割り込むます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職していた時は、このような問題は生じてません  
でしょ。それ、歩くところを思ってもいませんでした。  
ペストミ搬送者で存在することを知ったのは2年前。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点を多く持つて、本件に対する連携が  
欠けていたと思っています。  
本件の情報交換を十分に流れ、確認作業を実施  
していく。発生件数も少なく、早期解決になら  
ないのかと心配でした。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には特になく、事務的な誤りによるものかあると認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務的な誤りが発生した時点で、それを複数回に渡り  
処理が行われておれば、どのような問題になっていたか、たとえば  
いますか。私が担当していた当時は相手方に確認する方法  
がとれなかた事例もありました。(相手の方をかぶすめたり、  
事業者が倒産したり等)。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人が申立てを既にし、解説会の時間に絶対にかけさせ、それを多くして解決の方向を模索するがおもむき

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について、  
年金保険料は、どちらかというて支取額が年金額に較べ  
負担されないので、貯蓄のためかと感じていました。  
年金保険料の圧倒的負担を感じていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金保険の種類を合併して、年金保険の複数を合併  
しており、それが負担の負担感を抱いていました。  
しかし、それが負担の負担感を抱いていました。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・ <u>国民年金課</u> e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは <u>生管</u> g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新規やテレビでの報道で年金記録問題について、随分問題があつたことを初めて知った。

私が在位中、事務処理ミスはあつたが、それが法的に違反してしまった場合の収納率のアップをするなどについても、参考などもなかった(年金記録時代)したがて、報道された事例以外では、全く参考がない。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の大半(500万件の不統合記録)は、統合や横のコンピュータ化したときのミス、氏名、生年月日の変更、訂正、誤入力などのミスであって、変更、訂正の面倒を取らなければいけないのはほとんどない。

本邦が行ったコンピュータ化時の事務処理の仕事がまだ整理ではないかと思う。それは、大量の事務処理(約2年期間)に処理しなければならなかつたことや、その事務処理に多くの人のアルバイトを雇つたこと、それを管理する役職員がその役目を十分にこなさなかつたこと、導入における当時の長官が多少の問題による年金の請求時期に是正すればよいと言つたこと。

このように、それまでの事務処理にいたわらん人達が、安易な感覚で、言い換えれば昔が言ひ役所仕事としてやつていてそれが原因ではないかと考える。

解決の方法としては、現在までやつてはいる、該当者と思われる人は別途おこなつて一つひとつが行くしかないと思う。

写真が書いてあるのに訂正がなくて、わざわざ来る期間は納付済みにして貰つてもらわなければ、そのためには年金の契約がいつが便乗おやめまである危険性がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在仕中は報道でいろいろな年金記録の問題は皆無であった。しかし今では毎日法会に従事で事務処理をするよう努めていたが、特別な考え方、特別な認識はなかった。

新聞、テレビの報道などで、初めてこんな問題があるのだと言及した。他の業者ではこんなことをやっていたんだと知ったので、収集ねまつからんがためて被扶養者の取扱いを改ざんするなど考えてもみなかつた。他の業の人達はかしこい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

質問3で回答したこと、何よりもいいと、どのくらい対応をした。このうち何回かが発生したこれらでは、成績主義、実績主義で余裕なくやりきり過ぎに結果は出ないかと思う。又その反面、私腹が自分の無効の強、無能さをよくさんがためてやつたことではなにかが、情けない感覚といつかうがる。

法会に従事で事務処理を行うこと以前のことであるが、その法会が加入者及び他の団体の方にどのくらい影響を与えるかということを理解して事務処理に迷ふりでいる。そのための私腹に少し勉強する機会をつくって、業務と全くの態勢をつくらせてもらう。私は業務に囲む法会はすべて自分で勉強にきたつりながら、すべての取扱いに自分自身で勉強するか、できる者だけの考え方等はない方がよい。勉強と環境、勉強ができる機会を与えればレベルアップ有望みたいと思ふ。

私腹に使命感を持てば事に対する環境、組織として認えらのが解決ではないかと思ふ。今までのシラク環境にならなかつた。

ご協力、ありがとうございました。

施 言

No.

この質問は誰が考えた質問か、いかにも全国の社会保険取扱いにおける常態的問題で、いつから前段で作成されており思えぬ。鳥取県においてはこんな不祥事はないと確信している。  
回答内容に個人が公表することがあつたり、あるいはそれがわざわざ不祥事を起した個人のどちらか、又回答した個人が公表する場合があるなど、一概のオドリではなしの公従事が地方の局長(前保険課長、国民年金課長)がボケタラニ逃げてきた時に、少しまづいには(国)金庫の方針、その方針に従つて行が何をしようとしているのかがわかる人材がやがけのトップへ必要だとの意見があつたかも知れぬが、私の仕事から現仕事で、本行の取扱いは立派な人だと思つた人は一人もいなかつた。数年前の取扱い後退ばかりよりは気がする。  
本行の起業時に局長等は本行の意向に従つて数年前の地方に在職するだけで、地方の異常に合つた仕事の性質がなぜか、余り地方の取扱いの意見など聞くことは余りなかつたのに思う。  
本行の取扱い社会保険は運営が動かしているのだと思ひ上り、地方の取扱い本行の言いなりに従つて仕事をおこなはへかといふことがなつてしまひ、新しい知恵や仕事のやり方の生まれつけない。このうち多くは人の間に長い間ひいてしまひ、新しい運動保険協会の私場では民間が機関の取扱いの問題を抱いてしまつたりしたことか。

オヤジの意見などから仕事としているがおとの要へ、ハトカチ役が仕事が何十年続けてきて、これは社会保険取扱いに限らずどのくらの職員の私物が回流される。

国民年金の保険料の未収収が増加傾向のため、理屈なりで「物事と連絡」として取扱いのたゞ一人のヤツアリに責任がある。又それと引きかかれた本行の取扱いに何がどうか  
地方の納付組合議院でのかうじに、すべて社会保険事務所の職員とおじいさん取扱いを行政に カウントにことに無理がある。納付組合議院の住民とのつながり、その歴史時間(初期、中期)、納付組合議院の人数など、新しい態勢はオヤジにとって相当辛いといふ。なぜ2012年にかかだつてこれを実行に 進歩で進み始めたが、本行の取扱いの目標と自分達の不景況期に上り、地方の取扱いを悪化に陥りて自分達の不明とわかはる気持ちになつてしまつた。

今社会保険取扱いは国民の注視の下にあり、本行、地方が一歩前にて国民の不信感を 一掃する機会はなかなか来ないのである。地方がまだどんな意見を(?)よりお行政を進めたいたい。

鳥取県

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あまりにも大きな課題で考えれば考える程  
私には心待ちできません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(厚生年金記録(に关切))

昭和50年代と思われる頃、年金受給権者が年々約10万人増加していく時代に、全国の社会保険事務所で取り扱った年金記録を中央に送達、という方式でデータ送付するシステムが行われていた。担当者の業務処理にてデータを決裁方式で重複チェックする仕組によつて、何か日常の膨大な業務量を抱える現場では超多忙な毎日になされ、このチェックシステムが十分機能していないからこそ要因の一つに挙げられると思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

上記所述に關してのけいえることは各現場においてそれを  
れども施設に持場持場に於いて、業務処理システムを整備し  
て業務進行していくべきでしたが、今から顧みて、現在の年  
金スキニアル現象は正直予想だにあせんでいた。

單的に表現するとすれば、やはり「社会保険庁」という組織全体の「せん」が現象の「年金問題」となっていると言えます。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input checked="" type="radio"/> 現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	本・府	<input type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)  (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)  (社会保険事務所) ○ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。  
 もしろ、報道されていなかった(標準報酬の実態調査)等が存在していたことに驚いている

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当然のことながら原因辨明が先決である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 被保険者期間や標準報酬額は年齢要件等によりて年金支給要件や年金額計算の報酬をはずるのであり、それらの適正な処理や記録管理が求められるのは当然である。
- 上記認識のあと、常日頃業務に邁進してきにつもりである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 制度的な問題点として、基礎年金番号制のスタートよりも早期に実施すべきであったと思ふ。
- 同一被保険者が同一年金制度内で複数の被保険者証記号番号(年金手帳記号番号)を折替していくことに起因すると思われる問題点が多く発生していくのではないかでしょうか。  
今後も、これらの解消、防止策は重要課題だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは課長</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

えりでい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

そんがつみでい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があることをうなづいていた。直近。  
会員登録の際に初めて気が付いた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

よくあづらひ。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> <p>(地方社会保険事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>g. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>h. その他(事務局)</li> </ul> <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事務所長</li> <li>j. 事務所課長級以上</li> <li>k. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

アラウンド上の記録と、他の年金等の完全統合を行うこと、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者等の届出に虚偽が見受けられ、また本人と記録複数に違い  
がある事が多め見受けられ、被保険者本人の記録が誤ること確  
認作業が困難であると認識した。(昭和60年)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人からの取扱手帳を十分確認し、被保険者記録の  
確認を行う。

反省点としては、本人の被保険者記録に住所欄等が設  
定されておらず、確認作業も容易ではないかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に恩恵ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件づつ地道に調査確認していく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、健康保険関係事務が長かったです。正直年金に対する意識は薄かったと思います。  
厚生年金番号を探すのに、古い払込済み、事業所名簿、旧台帳を調べていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録には退職時(被保険者)に進達をしていて、何月に一度事故リストとして不適合者の名簿にあり、当者か、別人かの確認をしていましたが、今思えば、これらの調査確認が甘かったのかと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

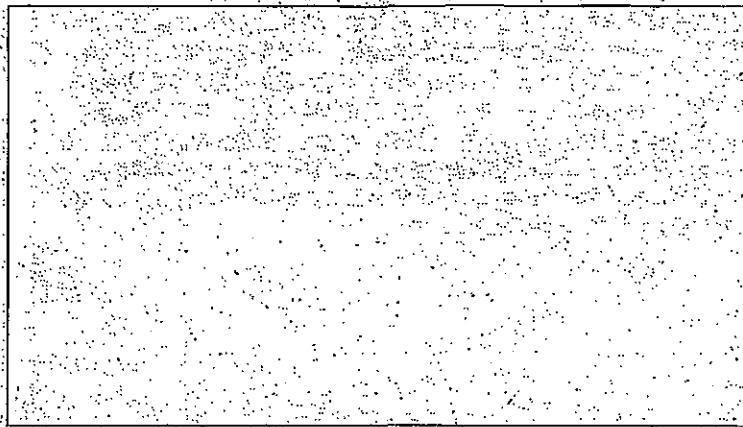
私が採用された、昭和44年当時は原票(紙台帳)で処理が行われており、厚年記録は資格を喪失すると原票を切り離し業務センターに進達を行っていた。(数年に一度被保険者台帳の記録が一杯になると切り離し中間記録として進達していた。)それを受け不備な記録があるもの(厚生年金番号の記載の無いもの、氏名、生年月日の無いもの、番号の重複するもの等々)事故リストが定期的に一覧表に出力され各社会保険事務所へ送付され、それを基に払出簿、原票等を調査補正したものを再度業務センターへ送付していた。定期的に補正が行われていたのでこの時点での問題はなかったのではないかと思慮します。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

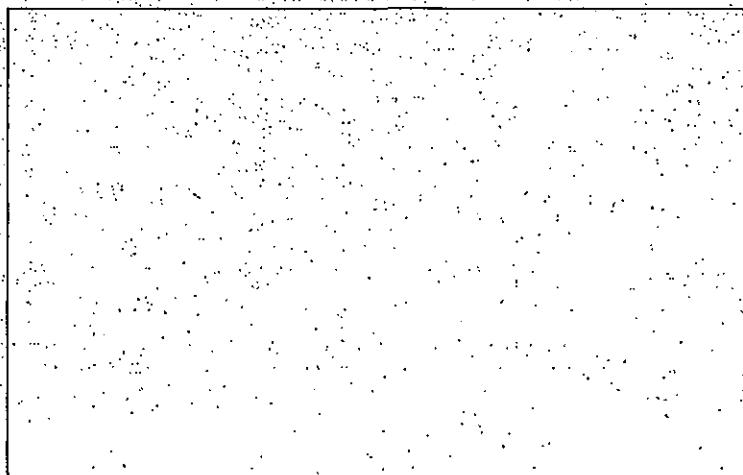
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

## 回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 本庁部長級以上</li> <li>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</li> <li>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</li> <li>d. その他(本庁)</li> </ul> (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> <li>e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</li> <li>f. 事務局長 *平成11年度までは課長</li> <li>g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</li> <li>h. 事務局課長補佐・係長級以上</li> <li>i. その他(事務局)</li> </ul> (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> <li>j. 事務所長</li> <li>k. 事務所課長級以上</li> <li>l. その他(事務所)</li> </ul>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険令等のうかんしゆのセイセイトウにはよくぞ  
こまりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状の相手必定にその手で決める所。1人1件  
1件) 逆に対応へ行くべき手はござりませんと  
考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正直いって、ここまでは直接年金記録問題が何であるかと  
は思っていませんでした。  
記録管理の事務リスト(この大量に)など、自ら、  
直接取り組んでいませんでした。直接年金記録問題とも思  
えません。

年金記録カード5件(年金支給手帳記録)の  
ことに関して、正確に情報と違う年金16本と  
記載していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記(3)に記してあります。  
年金記録問題の具体的な対応は、手元が行方に  
なくなり降伏してしまいました。  
行動自ら、車内も含め年金相談者対応へ  
応戦させてもらいました。  
先達の不守序を我々(さらに我々の後輩輩)が  
承認してしまうと、悪化する恐れがあります。  
社会的危険を察知した時は直ちに了ります。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者	
	所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
	(本庁)		
	a. 本庁部長級以上		
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
	d. その他(本庁)		
	(地方社会保険事務局)		
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
	f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
	g. 事務局課長補佐・係長級以上		
	h. その他(事務局)		
	(社会保険事務所)		
	i. 事務所長		
	j. 事務所課長級以上		
	k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不規記録削除を2年内に行うという方針でよいかと考え  
ます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は老後の生活保障に欠かせない制度であり、個人の本会計館  
は明確に入れるべきものとをくわしくして。  
多くの会員が統合されていままで少しこうかわづかは、年金  
19年ぶり。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ただの1件の不明記録も残してはダメだと感じ  
ました。組織をあげて段階的に不明記録削除を  
図るべくと考えました。

ご協力、ありがとうございました。